要約筆記の利用にあたって　～ノートテイク～

要約筆記者が、相手の話している内容を、文字にして通訳します。費用はかかりません。個人情報につきましては、守秘義務があります。ご安心ください。

利用例）・通院時、医師の説明が聞こえづらくなり、困っている。
・携帯電話等の契約時、詳しいことが聞こえず、不安。
・地域の会合、趣味の講座、講演会等、聞こえにくく、参加をためらってしまう。



【申請方法】

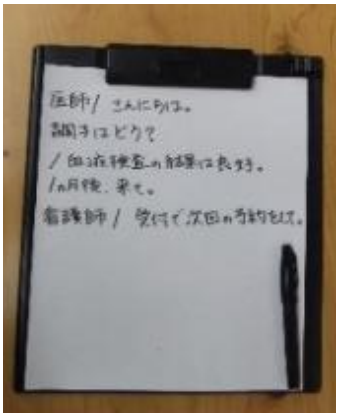
① ホームページの申請フォームから申請します。
　申請書に記入し、FAX または来所でも申請できます。
② 通訳者が決まったら、メールまたは FAX で通知します。
③ 当日、指定した場所で通訳者と待ち合わせます。
　行き違いのないよう、待ち合わせ場所は具体的に。
　※通訳者は、ピンクのストラップの通訳者証を
　　身につけています。

申請フォーム

所沢市登録
要約筆記者

【用意する物】

- A4 の白色コピー用紙（20 枚程度）
- 黒色ペン（サラサクリップ 1.0 または水性サインペン）
- A4 のバインダー（縦型）※詳細は、派遣事務所まで。



【注意事項】

- 待ち合わせ時間を 30 分過ぎた場合、派遣はキャンセルとなります。
- 要約筆記者が書いたものは、記録ではありません。必ず破棄してください。

【お問い合わせ】
所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所
TEL：０４-２９３９-５０６４
FAX：０４-２９２３-４７８０
MAIL：5064i@toko-shakyo.or.jp
H　P：http://www.toko-shakyo.or.jp/

派遣事務所HP